

社会福祉法人はちす会

評議員並びに役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はちす会の評議員並びに理事及び監事（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）についての事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第8条に規定する評議員並びに同じく第21条に規定する役員等を対象とする。但し、法人が経営する施設の職員が理事に就任している場合は、除く。

(報酬等及びその支給基準)

第3条 評議員並びに役員等に支給する報酬等及びその基準は、次の通りとする。なお、報酬等やその支給基準は、評議員会において決議する。

- (1) 報酬は、評議員会、理事会それぞれ1回につき5,000円を支給する。
- (2) 理事長の業務に対しては、1時間につき2,000円を支給する。
- (3) 監事の監査に対しては、1時間につき2,000円を支給する。
- (4) 出張した場合は、報酬として1時間につき2,000円を支給する。また車料として実費を支払う。
- (5) 評議員並びに役員等の報酬は、当該年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給する。

附則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

令和元年6月17日一部変更する。

令和6年6月18日一部変更する。